

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者 点数 | 営業所 点数 |
|-----------|--|------------------|--------|-----------------|-----------------------|--------------|---|-----------|-----------|
| 20181012 | 株式会社下関平成タクシー 法人番号(1250001005724) 代表者藤野秀之 | 山口県下関市細江町2丁目2-28 | 長府営業所 | 山口県下関市長府金屋浜町7-5 | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告 | 道路運送法第27条第3項 | 救護義務違反として、山口県公安委員会から通知を受けたことを端緒として、平成30年4月23日、同年5月15日、同年6月8日、同年6月19日及び同年8月29日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第37条第1項)(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)(4)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) | 2 | 2 |
| 20181023 | 富士第一交通株式会社 法人番号(7280001003967) 代表者荒木浩幸 | 島根県大田市大田町大田イ281 | 本社営業所 | 島根県大田市大田町大田イ281 | 文書警告 | 道路運送法第27条第3項 | 情報提供を端緒として、平成30年7月27日及び同年10月11日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第24条第5項)(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項) | 0 | 0 |